

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見の募集（パブリックコメント）の結果

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	セシウムで汚染された牛の骨肉がセメントに再利用されないよう、規制すべき。	<p>原子力安全委員会が本年6月3日に公表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」においては、リサイクルする場合、「再利用して生産された製品は、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準（$10\mu\text{Sv}/\text{年}$）以下になるように、放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要がある」とされており、これに基づいた適切な処理の確保に努めているところです。</p> <p>※クリアランスレベルとは、放射性物質によって汚染されたものを一般社会に還元し再利用することの可否を判断するために定められたものであり、通常は、放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護に係る規制の枠組みから外す際に適用されるものです。</p>